

7 南都第 1 号
令和 7 年 4 月 1 日

公益社団法人 高知県建築士会 様

都市整備課長 篠原 正一
(公印省略)

南国市都市計画法施行条例の改正について (通知)

日ごろは、本市の都市計画行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月 24 日に南国市都市計画法施行条例の一部を改正する条例 (令和 6 年南国市条例第 4 号) が公布され、同日に施行されました。主な改正内容を下記のとおりお知らせしますので、貴団体の会員の皆様へのご周知をお願いいたします。

なお、南国市開発許可制度の手引の修正については、別途ホームページにてご確認ください。

記

①一体開発とみなす範囲の見直し

市街化区域において、公共施設 (位置指定道路等) の設置が機能的に一体と認められる隣接する土地の開発を「5 年」以内に行う場合、一定規模を超えると一体開発として開発許可が必要でしたが、その期間を「1 年」に緩和しました。

②既存道路幅員の見直し

市街化調整区域の立地規制において、既存道路幅員の規定がある 3 つの業種 (自動車修理工場、休憩所、給油所等) について、令和 6 年 5 月 21 日の南国市開発許可制度の手引きの改定 (一定規模の住宅以外の実業行為の場合、車両の通行に支障がない場合は 6.5m 以上の幅員に緩和) に合わせて「7m」から「6.5m」へ緩和します。

③道路管理施設の立地条件について条文修正

国の開発許可制度運用指針に基づいた条文への修正 (「市道」から「道路法第 3 条に規定する道路」に修正) を行います。

問い合わせ先

南国市 都市整備課 開発係

〒783 - 8501 高知県南国市大桶甲 2301 番地

TEL : 088-880-6582

Mail : n-toshikeikaku@city.nankoku.lg.jp